



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年12月21日金曜日 第2431号外1

◇ 目 次 ◇ 条 例

職員の給与に関する条例及び教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例..... 1

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例..... 2

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例..... 2

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例..... 3

愛媛県みつばち転飼条例を廃止する条例..... 4

愛媛県県道の構造の技術的基準等を定める条例..... 4

愛媛県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な県道の構

造に関する基準を定める条例.....16

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例.....21

愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例.....21

愛媛県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例.....23

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....26

愛媛県県営住宅管理条例の一部を改正する条例.....31

愛媛県一般県営住宅等の整備基準を定める条例.....32

愛媛県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例.....34

条 例

○愛媛県条例第69号

職員の給与に関する条例及び教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

職員の給与に関する条例及び教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給料表)	(給料表)
第4条 省略	第4条 省略
2～5 省略	2～5 省略
6 前項の規定により職員(次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3号給)とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。	6 前項の規定により職員_____を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、 <u>同項</u> に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3号給)とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
7 55歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)を超える職員で人事委員会規則で定めるものの第5項の規定による昇給は、 <u>同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u>	7 55歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)を超える職員で人事委員会規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、 <u>同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。</u>
8～12 省略	8～12 省略

(教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(昇給)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 前項の規定により教育職員(次項に規定する教育職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>前項</u>に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教育職員の昇給の号給数を4号給(その職務の級が職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の7級以上に相当するものとして人事委員会規則で定める教育職員にあつては、3号給)とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>3 55歳を超える教育職員で人事委員会規則で定めるものの第1項の規定による昇給は、<u>同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>4～6 省略</p>	<p>(昇給)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 前項の規定により教育職員_____を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>同項</u>に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教育職員の昇給の号給数を4号給(その職務の級が職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の7級以上に相当するものとして人事委員会規則で定める教育職員にあつては、3号給)とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>3 55歳を超える教育職員で人事委員会規則で定めるものに関する前項及び第9条の規定の適用については、<u>同項中「4号給(その職務の級が職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の7級以上に相当するものとして人事委員会規則で定める教育職員にあつては、3号給)」とあるのは「2号給」と、第9条中「職員の給与に関する条例」とあるのは「職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)」とする。</u></p> <p>4～6 省略</p>

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

○愛媛県条例第70号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年愛媛県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(災害応急作業等手当の特例)</p> <p>4 第61条及び附則第7項に定めるもののほか、当分の間、災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下「本部長指示」という。)により帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業(前号に掲げるものを除く。)</u></p> <p>(3)～(5) 省略</p>	<p>附 則</p> <p>(災害応急作業等手当の特例)</p> <p>4 第61条及び附則第7項に定めるもののほか、当分の間、災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下「本部長指示」という。)により帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業(前号に掲げるものを除く。)</u></p> <p>(3)～(5) 省略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第71号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和28年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（旅費の特例）</p> <p>第40条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）<u>第47条第1項若しくは第2項</u>の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条若しくは船員法第48条の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p> <p><u>2 任命権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。</u></p>	<p>（旅費の特例）</p> <p>第40条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）<u>第47条</u>の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条若しくは船員法第48条の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p>

附 則

この条例は、船員法の一部を改正する法律（平成24年法律第87号）の施行の日から施行する。

○愛媛県条例第72号

愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

第1条 愛媛県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（地方消費税の税率）</p> <p>第18条の7 地方消費税の税率は、<u>63分の17</u>とする。</p>	<p>（地方消費税の税率）</p> <p>第18条の7 地方消費税の税率は、<u>100分の25</u>とする。</p>

第2条 愛媛県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（地方消費税の税率）</p> <p>第18条の7 地方消費税の税率は、<u>78分の22</u>とする。</p>	<p>（地方消費税の税率）</p> <p>第18条の7 地方消費税の税率は、<u>63分の17</u>とする。</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の愛媛県税賦課徴収条例第18条の7の規定は、この条例の施行の日以後に事業者（地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の77第1号に規定する事業者をいう。以下同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。）及び同日以後に保税地域（同項第2号に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第11号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。）に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び同日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

- 3 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項又は第5条第1項から第5項までの規定の適用がある場合における愛媛県税賦課徴収条例附則第19条の3第2項の規定の適用については、同項中「附則第9条の5後段」とあるのは「附則第9条の5後段並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第4条第1項並びに第5条第1項、第2項後段、第3項、第4項後段及び第5項」と、「附則第9条の6第1項後段」とあるのは「附則第9条の6第1項後段並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第4条第1項並びに第5条第1項、第2項後段、第3項、第4項後段及び第5項」とする。
- 4 第2条の規定による改正後の愛媛県税賦課徴収条例第18条の7の規定は、平成27年10月1日以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び同日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、この条例の施行の日から同年9月30日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及びこの条例の施行の日から同月30日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。
- 5 改正法附則第10条第1項又は第11条第1項から第5項までの規定の適用がある場合における愛媛県税賦課徴収条例附則第19条の3第2項の規定の適用については、同項中「附則第9条の5後段」とあるのは「附則第9条の5後段並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第10条第1項並びに第11条第1項、第2項後段、第3項、第4項後段及び第5項」と、「附則第9条の6第1項後段」とあるのは「附則第9条の6第1項後段並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第10条第1項並びに第11条第1項、第2項後段、第3項、第4項後段及び第5項」とする。

○愛媛県条例第73号

愛媛県みつばち転飼条例を廃止する条例を次のように公布する。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県みつばち転飼条例を廃止する条例

愛媛県みつばち転飼条例（昭和31年愛媛県条例第21号）は、廃止する。

附 則

- この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第74号

愛媛県県道の構造の技術的基準等を定める条例を次のように公布する。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県道の構造の技術的基準等を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条 第3条）
- 第2章 県道の構造の技術的基準（第4条 第44条）
- 第3章 道路標識の寸法（第45条）
- 第4章 雑則（第46条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項及び第45条第3項の規定に基づき、県道を新設し、又は改築する場合における当該県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「政令」という。）で使用する用語の例による。

（道路の区分）

第3条 この条例における道路の区分は、政令第3条に定めるところによる。

- 政令第3条第2項ただし書の特別の理由には、同項本文の規定により第3種第4級に区分される道路において、当該道路の存する地域の交通の状況、沿道の土地利用の状況、地形の状況等を総合的に勘案して地域の状況に応じた通行の機能を早期に確保することが必要と認められることを含むものとする。

第2章 県道の構造の技術的基準

（車線等）

第4条 車道（副道、停車帯その他道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第7号。以下「省令」という。）第2条に掲げる部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項及び次項において同じ。）の数は、2とする。ただし、地域及び路線の状況を考慮して必要があると認めるときは、車線の数を増加させることができる。

区 分		地 形	設計基準交通量（単位 1日につき台）
第1種	第2級	平地部	14,000
		山地部	10,000
	第4級	平地部	13,000
		山地部	9,000
		平地部	9,000
第3種	第2級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	平地部	8,000
		山地部	6,000
		平地部	9,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		9,000
交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。			

3 前項に規定する道路以外の道路（第2種の道路で対向車線を設けないもの並びに第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。）の車線の数は4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）、第2種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は2以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。ただし、地域及び路線の状況を考慮して必要があると認めるときは、車線の数を増加させ、又は減少させることができる。

区 分		地 形	1車線当たりの設計基準交通量（単位 1日につき台）
第1種	第2級	平地部	12,000
		山地部	9,000
	第3級	平地部	11,000
		山地部	8,000
	第4級	平地部	11,000
		山地部	8,000
第2種	第1級		18,000
	第2級		17,000
第3種	第2級	平地部	9,000
		山地部	7,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	山地部	5,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		10,000
交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。			

4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第1種第2級、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあつては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値、第1種第2級若しくは第3級の小型道路又は第2種第1級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から0.25メートルを減じた値とすることができる。

区 分		車線の幅員（単位 メートル）	
第1種	第2級		3.5
	第3級	普通道路	3.5
		小型道路	3.25
	第4級	普通道路	3.25
		小型道路	3
第2種	第1級	普通道路	3.5
		小型道路	3.25
	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	3
第3種	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75
	第4級		2.75
	第4種	第1級	普通道路
小型道路			2.75
第2級及び第3級		普通道路	3
		小型道路	2.75

5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄部まじくを設ける場合においては、3メートルとすることができる。

（車線の分離等）

第5条 第1種又は第2種の道路（対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。）の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数4以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数（登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。）が3以下である第1種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		中央帯の幅員（単位 メートル）	
第1種	第2級	4.5	2
	第3級	3	1.5
	第4級		
第2種	第1級	2.25	1.5
	第2級	1.75	1.25
第3種	第2級	1.75	1
	第3級		
	第4級		

第4種	第1級	1	
	第2級		
	第3級		

5 中央帯には、側帯を設けるものとする。

6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値とするものとする。ただし、第4項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		中央帯に設ける側帯の幅員（単位 メートル）	
第1種	第2級	0.75	0.25
	第3級	0.5	
	第4級		
第2種		0.5	0.25
第3種	第2級	0.25	
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	0.25	
	第2級		
	第3級		

7 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

9 同方向の車線の数が1である第1種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

（副道）

第6条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

（路肩）

第7条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		車道の左側に設ける路肩の幅員（単位 メートル）		
第1種	第2級	普通道路	2.5	1.75
		小型道路	1.25	
	第3級及び第4級	普通道路	1.75	1.25
		小型道路	1	
第2種		普通道路	1.25	
		小型道路	1	
第3種	第2級から第4級まで	普通道路	0.75	0.5
		小型道路	0.5	
	第5級	0.5		
第4種		0.5		

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第1種の道路であって同方向の車線の数が1であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他

の特別の理由によりやむを得ない箇所であって、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		車道の左側に設ける路肩の幅員（単位 メートル）	
第 2 級及び 第 3 級	普通道路	2.5	1.75
	小型道路	1.25	
第 4 級	普通道路	2.5	2
	小型道路	1.25	

4 第 2 項の規定にかかわらず、歩道又は自転車歩行者道を設けない第 3 種又は第 4 種の道路の車道の左側に設ける路肩の幅員は、円滑な交通を確保するために必要がある場合においては、1メートル以上とするものとする。

5 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

区 分		車道の右側に設ける路肩の幅員（単位 メートル）	
第 1 種	第 2 級	普通道路	1.25
		小型道路	0.75
	第 3 級及 び第 4 級	普通道路	0.75
		小型道路	0.5
第 2 種	普通道路	0.75	
	小型道路	0.5	
第 3 種			0.5
第 4 種			0.5

6 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（第 3 項本文に規定する路肩を除く。）又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（同項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第 1 種第 2 級の道路にあつては 1 メートルまで、第 1 種第 3 級又は第 4 級の道路にあつては 0.75メートルまで、第 3 種（第 5 級を除く。）の普通道路にあつては 0.5メートルまで縮小することができる。

7 副道に接続する路肩については、第 2 項の表第 3 種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中「0.75」とあるのは、「0.5」とする。

8 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

9 第 1 種又は第 2 種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。

10 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあつては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値と、小型道路にあつては 0.25メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区 分		路肩に設ける側帯の幅員（単位 メートル）	
第 1 種	第 2 級	0.75	0.5
	第 3 級	0.5	0.25
	第 4 級		
第 2 種	第 1 級	0.5	
	第 2 級		

11 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

12 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第 2 項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄若しくは第 5 項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値又は第 4 項に規定する値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

（停車帯）

第 8 条 第 4 種（第 4 級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

(軌道敷)

第9条 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

単線又は複線の別	軌道敷の幅員(単位メートル)
単線	3
複線	6

(自転車道)

第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

第11条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上とするものとする。
- 3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

第12条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 第3種又は第4種第4級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第13条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(植樹帯)

第14条 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、沿道の自然環境及び緑化の状況を勘案して良好な道路交通環境の確保に支障がない場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。
- 3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項

の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

- (1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間
- (2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第15条 道路(副道を除く。)の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区 分		設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	
第1種	第2級	100	80
	第3級	80	60
	第4級	60	50
第2種	第1級	80	60
	第2級	60	50又は40
第3種	第2級	60	50又は40
	第3級	60、50又は40	30
	第4級	50、40又は30	20
	第5級	40、30又は20	
第4種	第1級	60	50又は40
	第2級	60、50又は40	30
	第3級	50、40又は30	20
	第4級	40、30又は20	

2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第16条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間(車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。)又は第34条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第17条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	曲線半径(単位 メートル)	
100	460	380
80	280	230
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

(曲線部の片勾配)

第18条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の右欄に掲げる値(第3種の道路で自転車道又は自転車歩行者道(以下「自転車道等」という。)を設けないものにあつては、6パーセント)以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区 分	最大片勾配(単位 パーセント)
第1種、第2種及び第3種	10
第4種	6

(曲線部の車線等の拡幅)

第19条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあっては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第2種及び第4種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

第20条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第4種の道路の車道の屈曲部にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	緩和区間の長さ（単位 メートル）
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(視距等)

第21条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	視距（単位 メートル）
100	160
80	110
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

- 2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第22条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区 分	設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	縦断勾配（単位 パーセント）		
第1種、 第2種及 び第3種	普通道路	100	3	6
		80	4	7
		60	5	8
		50	6	9
		40	7	10
		30	8	11
		20	9	12
	小型道路	100	4	6
80		7		
60		8		
50		9		

		40	10	
		30	11	
		20	12	
第 4 種	普通道路	60	5	7
		50	6	8
		40	7	9
		30	8	10
		20	9	11
		20	12	
	小型道路	60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	

(登坂車線)

第23条 普通道路の縦断勾配が5パーセント(普通道路で設計速度が1時間につき100キロメートル以上であるものにあつては、3パーセント)を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第24条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径(単位 メートル)
100	凸形曲線	6,500
	凹形曲線	3,000
80	凸形曲線	3,000
	凹形曲線	2,000
60	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000
50	凸形曲線	800
	凹形曲線	700
40	凸形曲線	450
	凹形曲線	450
30	凸形曲線	250
	凹形曲線	250
20	凸形曲線	100
	凹形曲線	100

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ(単位 メートル)
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35

30	25
20	20

(舗 装)

第25条 車道、中央帯(分離帯を除く。)、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

- 2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令(平成13年国土交通省令第103号)で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。
- 3 第4種の道路(歩道、自転車歩行者道及びトンネルを除く。)の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 4 歩道又は自転車歩行者道の舗装は、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(横 断 勾 配)

第26条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路 面 の 種 類	横断勾配(単位 パーセント)
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上 2以下
その他	3以上 5以下

- 2 自転車道には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。
- 3 歩道又は自転車歩行者道には、1パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。ただし、前条第4項ただし書の規定により同項本文に規定する構造としない場合においては、2パーセントを標準とする。
- 4 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

(合 成 勾 配)

第27条 合成勾配(縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設 計 速 度 (単 位 1 時 間 に つ き キ ロ メ ー ト ル)	合 成 勾 配 (単 位 パ ー セ ン ト)
100	10
80	10.5
60	
50	11.5
40	
30	
20	

(排 水 施 設)

第28条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平 面 交 差 又 は 接 続)

第29条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

- 2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。
- 3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の幅員は、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあっては3メートルまで、第3種第3級又は第4種第2級若しくは第3級の普通道路にあっては2.75メートルまで、第3種又は第4種の小型道路にあっては2.5メートルまで縮小することができる。ただし、第3種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合に限る。
- 4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあっては3メートル、小型道路にあっては2.5メートルを標準とするものとする。ただし、

地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、屈折車線（自動車を右折させることを目的とするものに限る。）の幅員は、普通道路にあっては2.5メートル以上、小型道路にあっては2メートル以上とすることができる。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

（立体交差）

第30条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適當なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路とが交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

4 連結路については、第4条から第7条まで、第15条、第17条、第18条、第20条から第22条まで、第24条及び第27条の規定は、適用しない。

（鉄道等との平面交差）

第31条 道路が鉄道又は軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

(1) 交差角は、45度以上とすること。

(2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

(3) 見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度（単位 1時間につきキロメートル）	見通し区間の長さ（単位 メートル）
50未満	110
50以上70未満	160
70以上80未満	200
80以上90未満	230
90以上100未満	260
100以上110未満	300
110以上	350

（待避所）

第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。

(2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

（交通安全施設）

第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で省令第3条に掲げるものを設けるものとする。

（凸部、狭窄部等）

第34条 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

（乗合自動車の停留所等に設ける交通島）

第35条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

（自動車駐車場等）

第36条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動

車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設を設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

第37条 雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設その他これらに類する施設で省令第4条に掲げるものを設けるものとする。

2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第38条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第39条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

(附帯工事等の特例)

第40条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第4条から前条までの規定(第7条、第15条、第16条、第26条、第28条、第33条及び第37条を除く。)による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される県道の特例)

第41条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該部分を当該市町村道とすることにより政令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、第3条(政令第3条第4項及び第5項に係る部分に限る。)、第4条、第5条第1項、第4項及び第6項、第7条第2項、第3項、第5項から第7項まで、第10項及び第12項、第8条第1項、第11条第3項、第12条第1項、第2項及び第4項、第14条第1項、第15条第1項、第18条、第19条、第20条第1項、第22条、第24条第2項、第25条第3項、第29条第3項、第32条並びに第34条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第42条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項及び第4項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項及び第4項、次条第1項及び第2項並びに第44条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第43条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第41条まで及び前条第1項の規定(自転車歩行者専用道路にあっては、第13条を除く。)は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第44条 歩行者専用道路の幅員は、当該歩行者専用道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、第3条から第12条まで、第14条から第41条まで及び第42条第1項の規定は、適用しない。

第3章 道路標識の寸法

第45条 県道に設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法は、規則で定める。

第4章 雑則

（規則への委任）

第46条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第2章の規定は、この条例の施行の日以後に新設又は改築の工事に着手する県道の構造の技術的基準について適用し、同日前に新設又は改築の工事に着手した県道の構造の技術的基準については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第75号

愛媛県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例を次のように公布する。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例**目次**

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 歩道等（第3条 第10条）
- 第3章 立体横断施設（第11条 第16条）
- 第4章 乗合自動車停留所（第17条・第18条）
- 第5章 路面電車停留場等（第19条 第21条）
- 第6章 自動車駐車場（第22条 第32条）
- 第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第33条 第37条）

附則**第1章 総則**

（趣旨）

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法、道路構造令（昭和45年政令第320号）及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）で使用する用語の例による。

第2章 歩道等

（歩道）

第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

（有効幅員）

第4条 歩道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第5条 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（勾配）

第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

（歩道等と車道等の分離）

第7条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第4号に規定する横断歩道をいう。以下同

じ。)に接続する部分を除く。)に設ける縁石の車道等に対する高さは、15センチメートル以上とするものとする。この場合において、当該高さは、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等との間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

(高さ)

第8条 歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第9条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に転回できる構造とするものとする。

(車両乗入れ部)

第10条 第4条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第6条第2項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

第3章 立体横断施設

(立体横断施設)

第11条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。)を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

(エレベーター)

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)の内法幅及び内法奥行きは、それぞれ1.5メートル以上とすること。

(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

(3) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。

(4) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。

(5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。

(6) 籠内に手すりを設けること。

(7) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

(8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

(9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(10) 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。

(11) 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作することができる構造とすること。

(12) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅及び有効奥行きは、それぞれ1.5メートル以上とすること。

(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができる。

(2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

- (3) 横断勾配は、設けないこと。
- (4) 2 段式の手すりを両側に設けること。
- (5) 手すりの端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
- (8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅1.5メートル以上の踊場を設けること。
(エスカレーター)

第14条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 上り専用のもの及び下り専用のものをそれぞれ設置すること。
- (2) 踏段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 昇降口において、3枚以上の踏段が同一平面上にある構造とすること。
- (4) 踏段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏段相互の境界を容易に識別できるものとする。
- (5) くし板の端部と踏段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏段との境界を容易に識別できるものとする。
- (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- (7) 踏段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができる。
(通路)

第15条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。
- (2) 縦断勾配及び横断勾配は、設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。
- (3) 2 段式の手すりを両側に設けること。
- (4) 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
(階段)

第16条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
- (2) 2 段式の手すりを両側に設けること。
- (3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (4) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 階段の高さが3メートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。
- (11) 踊場の踏幅は、直階段の場合にあっては1.2メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

第4章 乗合自動車停留所

(高さ)

第17条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第18条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第5章 路面電車停留場等

(乗降場)

第19条 路面電車停留場の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあつては2メートル以上とし、片側を使用するものにあつては1.5メートル以上とすること。
- (2) 乗降場と路面電車(道路交通法第2条第1項第13号に規定する路面電車をいう。以下同じ。)の車両の旅客用乗降口の床面との高低差は、できる限り小さくすること。
- (3) 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。
- (4) 横断勾配は、1パーセントを標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (6) 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。
- (7) 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(傾斜路の勾配)

第20条 路面電車停留所の乗降場と車道等との高低差がある場合においては、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (2) 横断勾配は、設けないこと。

(歩行者の横断の用に供する軌道の部分)

第21条 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくするものとする。

第6章 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第22条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車場の用に供する部分(以下「障害者用駐車施設」という。)を設けるものとする。

- 2 障害者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。
- 3 障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。
 - (1) 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
 - (2) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。
 - (3) 障害者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用停車施設)

第23条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける際には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分(以下「障害者用停車施設」という。)を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。
 - (1) 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
 - (2) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅及び有効奥行きをそれぞれ1.5メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降することができる構造とすること。
 - (3) 障害者用停車施設である旨を見やすい方法により表示すること。

(出入口)

第24条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

- (1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。

(通路)

第25条 障害者用駐車施設へ通ずる自動車駐車場の歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。
- (2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。
- (3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

2 前項の通路と第30条第2項に掲げる基準のいずれかに適合する便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、前項各号に定める構造とするものとする。

(エレベーター)

第26条 自動車駐車場外へ通ずる自動車駐車場の歩行者の出入口がない階(障害者用駐車施設が設けられている階に限る。)を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、前条第1項の出入口に近接して設けるものとする。

3 第12条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーター(前項のエレベーターを除く。)について準用する。

4 第12条の規定は、第2項のエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第27条 第13条の規定は、前条第1項ただし書の傾斜路について準用する。

(階段)

第28条 第16条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(屋根)

第29条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第25条第1項に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第30条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合においては、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

(1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限り。)並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

(2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

(3) 男子用小便器を設ける場合においては、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること。

(4) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合においては、そのうち1以上の便所は、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第31条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

(1) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(2) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(3) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

(4) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(5) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に定める構造とするものとする。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

(3) 腰掛便座及び手すりを設けること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第1項第1号、第4号及び第5号の規定は、前項の便房について準用する。

第32条 前条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第30条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第33条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第34条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円

滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロックの部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第35条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第36条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第37条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車^まを減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分^まを設けることができる。

3 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条第1項の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。

4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。

5 地形の状況その他の特別の理由により第8条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、当分の間、当該基準によらないことができる。

6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第10条の規定の適用については、当分の間、同条中「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。

○愛媛県条例第76号

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例を次のように公布する。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和48年愛媛県条例第38号）は、廃止する。

附 則

1 この条例は、平成27年3月31日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為（この条例の公布の日からこの条例の施行の日までの間に市が風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年政令第317号）で定める基準に従った条例の制定及び施行をした場合にあっては、当該条例の施行前に当該市の区域内においてした行為）に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第77号

愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第 2 条 省略 <u>（都市公園の配置及び規模の基準）</u> 第 2 条の 2 法第 3 条第 1 項の条例で定める基準は、次のとおりとする。 (1) <u>主として一の市町の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び一の市町の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものを設置する場合には、それぞれその特質に応じて県内における分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。</u> (2) <u>主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園等前号及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めること。</u> <u>（公園施設の建築面積の基準）</u> 第 2 条の 3 法第 4 条第 1 項の条例で定める割合は、100分の 2 とする。 2 <u>政令第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に関する法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u> 3 <u>政令第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる場合に関する法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u> 4 <u>政令第 6 条第 1 項第 3 号に掲げる場合に関する法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前 2 項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u> 5 <u>政令第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる場合に関する法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の 2 を限度として同項本文又は前 3 項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p>	<p>第 2 条 省略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第78号

愛媛県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を次のように公布する。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用使用する用語は、法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）で使用使用する用語の例による。

(園路及び広場)

第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する政令第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間（当該車止めの数が1の場合にあっては、当該車止めと出入口の端部との間）の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けるときは、120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

(5) 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれらに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

- (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等及び線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
- (7) 次条から第11条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

（屋根付広場）

第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

- (2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

（休憩所及び管理事務所）

第5条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

- (2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

- (3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

- (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第8条第2項、第9条及び第10条の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

（野外劇場及び野外音楽堂）

第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場又は野外音楽堂は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、第4条第1項第1号の基準に適合するものであること。

- (2) 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとするときは、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

- (3) 当該野外劇場又は野外音楽堂の収容定員が200以下の場合にあってはそれぞれその収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合にあってはそれぞれその収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。

- (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第8条第2項、第9条及び第10条の基準に適合するものであること。

2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。
 - (2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段差がないこと。
 - (3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。
- (駐車場)

第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 幅は、350センチメートル以上とすること。
 - (2) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設である旨の表示をすること。
- (便所)

第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (2) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。
- (3) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

- (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第9条 前条第2項第1号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。
 - ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
 - エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。
 - オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。
- (2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。
- (3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。
- (4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第1項第1号ア及びオ並びに第2号の規定は、前項の便房について準用する。

第10条 前条第1項第1号アからウまで及びオ並びに第2号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第8条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲場及び手洗場)

第11条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場又は手洗場を設ける場合は、そのうちそれぞれ1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

(掲示板及び標識)

第12条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板又は標識は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- (2) 当該掲示板又は標識に表示された内容が容易に識別できるものであること。

第13条 第3条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第3条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

(一時使用目的の特定公園施設)

第14条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第79号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表(第2条、第3条、第7条関係)			別表(第2条、第3条、第7条関係)		
1~4 省略			1~4 省略		
5 土木関係事務手数料			5 土木関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1~101の6	省略		1~101の6	省略	
101の7	低炭素都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に掲げる基準の適合性に関し、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の認定がある場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 1戸建ての住宅(人の居住の用に供する部分(以下この項において「非住宅部分」という。)を有しないものに限る。以下この項において同じ。) 5,500円 (イ) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。) 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分			

に応じ、それぞれ次に定める金額

- (a) 1戸 5,500円
- (b) 2戸以上5戸以下 10,800円
- (c) 6戸以上10戸以下 18,200円
- (d) 11戸以上25戸以下 30,100円
- (e) 26戸以上50戸以下 50,300円
- (f) 51戸以上100戸以下 89,900円
- (g) 101戸以上200戸以下 142,700円
- (h) 201戸以上300戸以下 181,400円
- (i) 301戸以上 195,200円

b 住棟全体又は住戸及び住棟全体 住棟の総戸数について、aに掲げる戸数の区分に応じそれぞれaに定める金額と同一の額に、住棟の共用部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した金額

- (a) 300平方メートル以内 10,700円
- (b) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内 29,700円
- (c) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内 88,300円
- (d) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 139,600円
- (e) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内 176,200円
- (f) 25,000平方メートル超 220,200円

(ウ) 複合建築物（住宅の部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下この項において同じ。）次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 住戸 申請に係る住戸の数について、(イ) aに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ) aに定める金額
- b 複合建築物全体又は住戸及び

複合建築物全体 次に掲げる額を合算した金額

(a) 住戸の総戸数について、(イ) a に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ) a に定める金額と同一の額

(b) 共用部分の床面積の合計について、(イ) b に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(イ) b に定める額

(c) 非住宅部分の床面積の合計について、(イ) b に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(イ) b に定める額

(エ) 非住宅建築物（人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項において同じ。）床面積の合計について、(イ) b に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(イ) b に定める額に相当する金額

イ その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1戸建ての住宅 37,800円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 1戸 37,800円

(b) 2戸以上5戸以下 76,000円

(c) 6戸以上10戸以下 106,900円

(d) 11戸以上25戸以下 150,300円

(e) 26戸以上50戸以下 215,900円

(f) 51戸以上100戸以下 309,700円

(g) 101戸以上200戸以下 420,400円

(h) 201戸以上300戸以下 552,100円

(i) 301戸以上 649,400円

b 住棟全体又は住戸及び住棟全体 住棟の総戸数について、a に掲げる戸数の区分に応じそれぞれ a に定める金額と同一の額に、住棟の共用部分の床面積の合計について、次に掲げる面積

の区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した金額

(a) 300平方メートル以内 11
9,900円

(b) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内 197,500円

(c) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内 307,300円

(d) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 394,500円

(e) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内 471,400円

(f) 25,000平方メートル超 549,100円

(7) 複合建築物 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住戸 申請に係る住戸の数について、(イ) a に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ) a に定める金額

b 複合建築物全体又は住戸及び複合建築物全体 次に掲げる額を合算した金額

(a) 住戸の総戸数について、(イ) a に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ) a に定める金額と同一の額

(b) 共用部分の床面積の合計について、(イ) b に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(イ) b に定める額

(c) 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

i 300平方メートル以内
264,300円

ii 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内
420,900円

iii 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内
598,800円

iv 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内
734,300円

v 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内

		<p style="text-align: center;">865,500円</p> <p style="text-align: center;">vi 25,000平方メートル超</p> <p style="text-align: center;">987,800円</p> <p>(イ) 非住宅建築物 床面積の合計について、(ウ) b (c) に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(ウ) b (c) に定める額に相当する金額</p> <p>(2) 低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額(ウに掲げる額にあつては、当該審査に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)を合算した金額</p> <p>ア (1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額</p> <p>イ 8の項の右欄に掲げる建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ同項同欄備考に規定するところにより算定した当該手数料の金額と同一の額</p> <p>ウ 9の項の右欄(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額</p>			
<p>101の8 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)</p> <p>(1) 変更に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 101の7の項の右欄(1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(2) 変更に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額(ウに掲げる額にあつては、当該審査に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)を合算した金額</p> <p>ア 101の7の項の右欄(1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額</p> <p>イ 8の項の右欄に掲げる建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ同項同欄備考に規定す</p>			

を失つた者でなければならない。

(家賃の決定)

第9条 一般県営住宅の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入(同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第19条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)の額以下で、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「政令」という。)第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、法第34条の規定による請求を行つたにもかかわらず、一般県営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該一般県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

2・3 省略

(入居者の保管義務等)

第17条 省略

2~5 省略

6 入居者は、一般県営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、省令第10条第2項及び次項に定めるところにより、知事の承認を得なければならない。

7 知事は、前項の同居させようとする者が暴力団員であるとき又は規則で定める場合に該当するときは、同項の承認をしてはならない。

8・9 省略

(許可等に関する意見聴取)

第25条の7 知事は、第6条(第23条の11及び第23条の16において準用する場合を含む。)の許可をしようとするとき、又は現に県営住宅に入居している者(同居する者を含む。)について、知事が特に必要があると認めるときは、第5条第4号、第17条第7項(暴力団員に係る部分に限り、第23条の11及び第23条の16において準用する場合を含む。次条において同じ。)及び第9項(暴力団員に係る部分に限り、第23条の11及び第23条の16において準用する場合を含む。次条において同じ。)、第23条第1項第5号(第23条の11及び第23条の16において準用する場合を含む。次条において同じ。)、第23条の9第2項並びに第23条の12第4号に該当する事由の有無について、愛媛県警察本部長の意見を聴くことができる。

附 則

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第81号

愛媛県一般県営住宅等の整備基準を定める条例を次のように公布する。

平成24年12月21日

を失つた者でなければならない。

(家賃の決定)

第9条 一般県営住宅の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入(同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第19条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)の額以下で、政令

第2条に規定する方法により算出した額とする。

ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、法第34条の規定による請求を行つたにもかかわらず、一般県営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該一般県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

2・3 省略

(入居者の保管義務等)

第17条 省略

2~5 省略

6 入居者は、一般県営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、省令第10条 及び次項に定めるところにより、知事の承認を得なければならない。

7 知事は、前項の同居させようとする者が暴力団員であるとき _____ は、同項の承認をしてはならない。

8・9 省略

(許可等に関する意見聴取)

第25条の7 知事は、第6条(第23条の11及び第23条の16において準用する場合を含む。)の許可をしようとするとき、又は現に県営住宅に入居している者(同居する者を含む。)について、知事が特に必要があると認めるときは、第5条第4号、第17条第7項(_____第23条の11及び第23条の16において準用する場合を含む。次条において同じ。)及び第9項(暴力団員に係る部分に限り、第23条の11及び第23条の16において準用する場合を含む。次条において同じ。)、第23条第1項第5号(第23条の11及び第23条の16において準用する場合を含む。次条において同じ。)、第23条の9第2項並びに第23条の12第4号に該当する事由の有無について、愛媛県警察本部長の意見を聴くことができる。

附 則

6 平成25年3月31日までの間における一般県営住宅の入居者の資格については、第5条第1号ア中「公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「政令」という。)」とあるのは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令(平成23年政令第424号)第1条の規定による改正前の公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下この号において「旧政令」という。)」と、同号イ及びウ中「政令」とあるのは「旧政令」とする。

愛媛県一般県営住宅等の整備基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)第5条第1項及び第2項の規定に基づき、一般県営住宅(愛媛県営住宅管理条例(昭和35年愛媛県条例第15号)第2条第1号の一般県営住宅をいう。以下同じ。)及び共同施設(法第2条第9号の共同施設をいう。)(以下これらを「一般県営住宅等」という。)の整備基準を定めるものとする。

(健全な地域社会の形成)

第2条 一般県営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。

(良好な居住環境の確保)

第3条 一般県営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。

(費用の縮減への配慮)

第4条 一般県営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。

(敷地の位置)

第5条 一般県営住宅等の敷地(以下「敷地」という。)の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定するものとする。

(敷地の安全等)

第6条 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講ずるものとする。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けるものとする。

(住棟等の基準)

第7条 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮して配置するものとする。

(住宅の基準)

第8条 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講ずるものとする。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講ずるものとする。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性の確保を適切に図るための措置を講ずるものとする。

4 住宅の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置を講ずるものとする。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置を講ずるものとする。

(住戸の基準)

第9条 一般県営住宅の1戸の床面積の合計(共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 一般県営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設けるものとする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合は、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 一般県営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置を講ずるものとする。

(住戸内の各部)

第10条 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講ずるものとする。

(共用部分)

第11条 一般県営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置を講ずるものとする。

(附帯施設)

第12条 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設けるものとする。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮するものとする。

(児童遊園)

第13条 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとする。

(集会所)

第14条 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとする。

(広場及び緑地)

第15条 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するよう考慮するものとする。

(通路)

第16条 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状態に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造とし、合理的に配置するものとする。

2 通路における階段には、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助すり又は傾斜路を設けるものとする。

(適用除外)

第17条 法第2条第4号の公営住宅の買取り又は同条第6号の公営住宅の借上げ(一般県営住宅の用に供することを目的として建設された住宅及びその附帯施設の買取り又は借上げを除き、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成17年法律第79号)第2条第1項に規定する公的賃貸住宅等を買取り、又は賃借する場合にあっては、同法第6条第1項に規定する地域住宅計画に基づき実施される買取り又は借上げに限る。)に係る一般県営住宅については、第8条第2項から第5項まで、第9条第3項、第10条及び第11条の規定を適用しないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第82号

愛媛県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県政務調査費の交付に関する条例(平成13年愛媛県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p align="center">愛媛県政務活動費の交付に関する条例</p> <p>(趣 旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び第15項の規定に基づき、愛媛県議会議員(以下「議員」という。)の調査研究<u>その他の活動</u>に資するため必要な経費の一部として<u>政務活動費</u>を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>第 2 条 <u>政務活動費</u>は、議員の職にある者に対し交付する。</p> <p>(政務活動費の額)</p> <p>第 3 条 <u>政務活動費</u>は、月額33万円を月の初日に在職する議員に対し交付する。</p> <p>2 議員の任期満了の場合又は月の途中(初日を除く。)において議員の辞職、失職、死亡若しくは除名若しくは議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の<u>政務活動費</u>の額については、これらの事由が生じなかったものとみなす。</p> <p>(議員の通知)</p> <p>第 4 条 愛媛県議会議長(以下「議長」という。)は、毎年度当初に、<u>政務活動費</u>の交付を受けようとする議員の氏名を知事に通知しなければならない。</p> <p>2 議長は、前項の規定による通知の後、年度の途中において議員の異動があった場合は、その都度、速やかに、<u>政務活動費</u>の交付を受けようとする議員の氏名を知事に通知しなければならない。</p> <p>(交付の決定)</p> <p>第 5 条 知事は、前条の規定による通知に係る議員について、<u>政務活動費</u>の交付の決定を行い、当該議員に通知しなければならない</p>	<p align="center">愛媛県政務調査費の交付に関する条例</p> <p>(趣 旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び第15項の規定に基づき、愛媛県議会議員(以下「議員」という。)の調査研究_____に資するため必要な経費の一部として<u>政務調査費</u>を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>第 2 条 <u>政務調査費</u>は、議員の職にある者に対し交付する。</p> <p>(政務調査費の額)</p> <p>第 3 条 <u>政務調査費</u>は、月額33万円を月の初日に在職する議員に対し交付する。</p> <p>2 議員の任期満了の場合又は月の途中(初日を除く。)において議員の辞職、失職、死亡若しくは除名若しくは議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の<u>政務調査費</u>の額については、これらの事由が生じなかったものとみなす。</p> <p>(議員の通知)</p> <p>第 4 条 愛媛県議会議長(以下「議長」という。)は、毎年度当初に、<u>政務調査費</u>の交付を受けようとする議員の氏名を知事に通知しなければならない。</p> <p>2 議長は、前項の規定による通知の後、年度の途中において議員の異動があった場合は、その都度、速やかに、<u>政務調査費</u>の交付を受けようとする議員の氏名を知事に通知しなければならない。</p> <p>(交付の決定)</p> <p>第 5 条 知事は、前条の規定による通知に係る議員について、<u>政務調査費</u>の交付の決定を行い、当該議員に通知しなければならない</p>

い。

(請求及び交付)

第 6 条 議員は、前条の規定による通知を受けた後、四半期ごとに、速やかに、同条の規定により交付の決定をされた当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。

2 知事は、前項の請求があったときは、同項の政務活動費を当該請求があった日から15日以内に交付するものとする。

3 議員が一四半期の途中において辞職、失職、死亡、除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、当該議員又はその相続人は、速やかに、議員でなくなった日の属する月の翌月分(その日が月の初日の場合は、当月分)以降の政務活動費を知事に返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第 7 条 議員は、別表に定める政務活動費を充てることができる経費の範囲内において、政務活動費を適正に使用しなければならない。

(収支報告書)

第 8 条 議員は、別記様式による政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、交付に係る年度の翌年度の4月30日までに、議長に提出しなければならない。

2 省略

3 収支報告書には、政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添えなければならない。

(議長の調査)

第 9 条 議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書及び領収書その他の証拠書類の写し(以下「収支報告書等」という。)が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。

(政務活動費の返還)

第 10 条 知事は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において第7条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲内において支出した政務活動費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

省略

別表(第7条関係)

項 目	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費
研修費	1 議員が開催する研修会、講演会等(他の議員等と共同して開催するものを含む。)に要する経費
	2 団体等が開催する研修会(視察によるものを含む。)、講演会等への議員及びその雇用する職員の参加に要する経費

い。

(請求及び交付)

第 6 条 議員は、前条の規定による通知を受けた後、四半期ごとに、速やかに、同条の規定により交付の決定をされた当該四半期に属する月数分の政務調査費を知事に請求するものとする。

2 知事は、前項の請求があったときは、同項の政務調査費を当該請求があった日から15日以内に交付するものとする。

3 議員が一四半期の途中において辞職、失職、死亡、除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、当該議員又はその相続人は、速やかに、議員でなくなった日の属する月の翌月分(その日が月の初日の場合は、当月分)以降の政務調査費を知事に返還しなければならない。

(適正使用)

第 7 条 議員は、議長が定める使途基準に従い、政務調査費 _____ を適正に使用しなければならない。

(収支報告書)

第 8 条 議員は、別記様式による政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、交付に係る年度の翌年度の4月30日までに、議長に提出しなければならない。

2 省略

3 収支報告書には、政務調査費による支出のうち1件1万円以上の支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添えなければならない。

(議長の調査)

第 9 条 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書及び領収書その他の証拠書類の写し(以下「収支報告書等」という。)が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。

(政務調査費の返還)

第 10 条 知事は、議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該議員がその年度において第7条に規定する使途基準に従って _____ 支出した政務調査費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

省略

広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴活動並びに議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請及び陳情のための活動並びに住民相談等の実施に要する経費
会議費	1 議員が開催する各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別記様式（第8条、第9条、第11条、第12条関係） 政務活動費に係る収入及び支出の報告書

年度政務活動費に係る収入及び支出の報告書	
省略	
愛媛県政務活動費の交付に関する条例（平成13年愛媛県条例第30号）第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。	
1 収入 （政務活動費）	省略
省略	
支 出 の 内 訳	省略
	広聴広報費
	要請陳情等活動費
	会議費
	資料作成費
	資料購入費
省略	
省略	

別紙

省略	
広聴広報費	
要請陳情等活動費	
会議費	
資料作成費	
資料購入費	
省略	

附 則

- この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。
- この条例の施行の日前に改正前の愛媛県政務調査費の交付に関する条例第6条第2項の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

別記様式（第8条、第9条、第11条、第12条関係） 政務調査費に係る収入及び支出の報告書

年度政務調査費に係る収入及び支出の報告書	
省略	
愛媛県政務調査費の交付に関する条例（平成13年愛媛県条例第30号）第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。	
1 収入 （政務調査費）	省略
省略	
支 出 の 内 訳	省略
	会議費
	資料作成費
	資料購入費
	広報費
省略	
省略	

別紙

省略	
会議費	
資料作成費	
資料購入費	
広報費	
省略	